

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の二第一項の規定による政治団体の設立の届出の公表（令和元年九月三日公表分）の一部を次のとおり訂正する。

令和二年四月三日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 村上健司

「川中寛之と共に大磯
の山河を守る会
川中 政子 尾尻 見晴
神奈川県中郡大磯町東小磯五五
一、五、二八

「を

「川中寛之と共に大磯
の山河を守る会
川中 政子 尾尻 美晴
神奈川県中郡大磯町東小磯五五
一、五、二八

「に改める。